

マイナンバー制度の事務所での対応について

セントラル税理士法人 代表社員 宮下裕規



10月よりいよいよ個人番号の通知が開始されます。
平成27年10月5日現在の住民票の住所に簡易書留で郵送されます。

平成28年より税務関係書類及び雇用保険関係の書類の提出にて利用が開始されます。

個人番号は法律で限定列挙された場合を除き利用、保管等をしてはいけません。
また、従業員等によって個人番号の不正提供や盗用などがあった場合には、使用者にも罰金刑が課されます。

このような面からお客様の番号を扱う弊社ではJDLシステムにてマイナンバーへの対応を予定しています。

おもなシステムの機能

- ① セキュリティ管理
個人番号の取り扱いのルール設定をします。
- ② 個人番号の収集、登録
個人番号収集のための文面の作成、収集した番号の登録をします。
- ③ 個人番号の削除
保存期間を超えた個人番号を一括削除します。
- ④ 個人番号の管理
個人番号の操作の履歴の管理をします。



安全性

- ① ファイアウォールによる不正アクセスの防止
所外からのアクセスは許可されたPC以外ではできません。
- ② 個人番号の暗号化
個人番号をJDL専用の暗号化を行い解析が容易にできないようにしています。
- ③ アクセス制御
個人番号へのアクセスの権限の有無等により不正アクセス、漏えい等を防止します。

上記のような形で個人番号の管理をさせていただく予定です。

平成27年10月1日
セントラルコンサルタンツ2F 会議室にて

全体会議で、今期経営計画の
発表確認が行われました。

第14期 基本3カ年計画 シャンプ年
第三代会計事務所へトリプルジャンプ

成長への確かな手応えを!!

**Hop、
Step**

そして、

Jmup

確かな着地点へ。

2015年10月1日 宣言

創業(昭和31年2月2日)60年目の今事業年度を向え、私たちは、自立し
自助・共助・公助の精神により、それぞれが事業主としてパートナーシップを
とります。

新旧交代を果たすべく中期5年計画の中、3カ年でトリプルジャンプのジャン
プ年に相応しい人材登用育成をすべての人に可能性を見出し、来たる新
時代の会計事務所業務のIT化を進めます。

そして、新時流に相応しい第三代会計事務所(税理士法人)へ進化し、
生き残りをかけて、お客様の経営の一翼を担う役割を果たして行きます。

私たちは、お客様をよく知り、尽くし、職員一同切磋琢磨することをここに宣
言します。

セントラル税理士法人 社員一同

扶養控除等（異動）申告書とマイナンバー

【給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の記載例】

平成 28 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

所轄税務署長等 京橋	給与の支払者の名称(氏名) 東京国税商事 株式会社	(フリガナ) あなた(氏名) コクセイ タロウ 国税 太郎	生年月日 45年 1月 20日	配偶者の氏名 国税 太郎	扶養控除等申告書の提出 記号 本人
税務署 千代田	給与の支払者の法人(個人)番号 9876543210987	あなたの個人番号 123456789012			
	給与の支払者の所在地(住所) 東京都中央区築地5-X	あなたの住所又は居所 東京都千代田区霞ヶ関3-X			



区分等	氏名及び個人番号	生年月日	住所	関係	備考
控除対象配偶者	国税 花子 234567890123	49-10-18	東京都千代田区霞ヶ関3-X-X		
1	国税 一郎 456789012345			同上	
2	国税 次郎 567890123456			同上	
控除対象扶養親族(16歳以上)					
1					
2					
3					

給与の支払者の「個人番号又は法人番号」を付記します。

給与所得者の「個人番号」を記載します。

控除対象配偶者や控除対象扶養親族等の「個人番号」を記載します。

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第37条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

扶養控除等（異動）申告書への番号記載

給与の支払者は、平成28年1月以後(注1)、給与所得者から給与所得者本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号が記載された「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(注2)の提出を受ける必要があります。

また、この申告書の提出を受けた給与の支払者は、その申告書に自身の個人番号又は法人番号を付記する必要があります(注3)。

- (注)1 平成27年12月以前であっても、給与所得者等の個人番号が記載された「平成28年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けても差し支えありません。
- 2 「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」、「給与所得者の配偶者特別控除等申告書」及び「給与所得者の保険料控除申告書」についても同様です。
- 3 給与の支払者が法人の場合は、給与の支払者の法人番号をあらかじめ記載(印字)して、給与所得者に交付しても差し支えありません。



セントラル税理士法人

最近、規模の大きな自然災害が多発しています。9月も東日本豪雨(「平成27年9月関東・東北豪雨」)が発生し、鬼怒川の堤防が決壊し茨城県常総市を含む多くの地域に甚大な被害をもたらしました。また、熊本県では阿蘇山が噴火し、その周辺の桜島や口永良部島も含めて南九州全体の火山活動が活発化しています。

これだけ自然災害が多発している状況を見ていると、自然災害に対する防災の『意識』を持つことが非常に重要だと感じます。まだ災害の発生していない平日頃から、もしもの時にどうすべきかを考え防災意識を高める時間を持つことが大切になってくるのだと思います。そしてそのことが被害を最小限に食い止めることにつながってくるのだと思います。

この地域では東海沖地震の発生が予想されています。「天災は忘れたころにやってくる」と言われておりますが、いつかの時のために防災への意識面での準備を心掛けていこうと思います。



正木



今年の10月からマイナンバーの番号の通知が始まります。

今後は税金や社会保険の手続きにおいて、従業員などから本人確認を行った上でマイナンバーを収集し、書類などに記載する必要があります。

マイナンバーの収集対象者は、従業員やその扶養家族のみならず謝礼や原稿料、不動産使用料、配当などの支払い先なども含まれます。

その為企業では多くのマイナンバー情報を管理することになりますが、マイナンバーは法律で定められた目的以外には利用できないため、その収集から保管・利用・破棄に至るまで、個人情報保護法以上に厳格な管理が義務付けられています。

対策を怠り、マイナンバーを含む個人情報の情報漏えいが発生した場合、信用の失墜、企業イメージの低下、損害賠償、マイナンバー法による厳しい刑罰が待っています。

マイナンバー制度の開始を前にセキュリティの見直しの必要性を感じています。



宇都宮



秋といえばスポーツの秋

スポーツ観戦が大好きな私は野球とゴルフをよく観戦に行きます。

中日ドラゴンズは今シーズンナゴヤドームでのホームゲームにおいて多数の企画チケットを販売していました。

レプリカユニホーム付チケット、グッズ付女性限定チケット、通常の席以外にも2人掛、ボックス席、掘りごたつ、芝生やカーペットシートなんて珍しい席も。

他にも人気選手考案のフードメニューもあるんです。

プロゴルフの大会では昨今若年層のゴルフ人口増加もあり、会場では子供連れファミリーをよく目にします。

選手が戦ってる傍らで「ジュニアゴルフレッスン」「パターゴルフ大会」「ご当地グルメ」などファミリー向けのイベントも同時開催されたりします。

最近は何のスポーツでも幅広い年代にも楽しめるよういろいろ工夫されています。

スポーツはルールが分からなくてもマナーさえ守れば雰囲気を楽しめます！

ぜひ一度会場に足を運んでみてはいかがでしょうか？



杉浦